

天理市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月24日

天理市長 並 河 健

天理市条例第16号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 前条ただし書の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。